

平成17年6月28日

中間整理（議論のたたき台）に関する意見

三菱信託銀行株式会社
専務取締役 岡内欣也

5月27日開催の第31回金融審議会第一部会で提示された中間整理（議論のたたき台）における、金融機関による有価証券の書面取次ぎの特例の取扱いに関する提言について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

中間整理では、金融機関による書面取次ぎの特例については、証券仲介業務に一本化すべきである、との提言がありますが、書面取次ぎ業務は証券会社からの委託を受けて行う業務ではなく、顧客から書面による注文（委託）を受けて行うものであり、証券会社等からの委託を受けて有価証券の売買の媒介等を行うと定義されている証券仲介業務とは全く異なるものと考えます。

書面取次ぎ業務は、顧客にとっての利便性維持等の観点から引続きニーズがあると思われる、証券仲介業とは異なる業務として存続させることが適当と考えます。その上で、中間整理に記載があるように、行為規制が適用されないという問題点があるとすれば、当該業務における必要な規制について検討してはどうかと考えます。

以上